内閣衆質一八三第九〇号

平成二十五年六月十一日

内閣総理大臣

安

倍

晋

三

議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆

衆議院議員柚木道義君提出民間病院等が移転及び新設等に伴い近隣の薬局用地等利害関係のある法人等に

売却するビジネスモデルに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柚木道義君提出民間病院等が移転及び新設等に伴い近隣の薬局用地等利害関係のある法人

等に売却するビジネスモデルに関する質問に対する答弁書

お尋ねの件については、詳細な事実関係が明らかでないことから、 健康保険法 (大正十一年法律第七十

号) 又は医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)に違反するかどうか等について、一概にお答えすることは

困難である。

なお、医療法人が当該医療法人が開設する病院等を建設するために必要な土地を購入すること及び利用す

る予定のない土地を売却することについては、 健康保険法及び医療法上禁止されていない。また、医療法人

が行うことができる業務の範囲については、同法第三十九条等に定められており、 土地の売買等を業として

行うことは認められていない。